

認定教育校に関する規程



一般社団法人 デジタル情報記録管理協会

認定教育校に関する規程

一般社団法人 デジタル情報記録管理協会

第1条（称号の認定）

一般社団法人 デジタル情報記録管理協会は、我が国における各種資料のデジタル情報記録管理を行うための知識、技術の発展に寄与し、その教育と普及を図ることを目的とし活動を実施する。

本協会は、学校教育法に基づく大学、短期大学、専門学校(専修学校専門課程設置)を対象とし、本協会が定める教育カリキュラムに沿った授業科目を実施する学校に、デジタル情報記録管理協会認定教育校の称号を付与する。

第2条（称号の使用）

認定教育校の称号は、本協会による称号認定証の交付を受けた学校でなければ、使用することができない。

第3条（称号の取得）

認定教育校の称号を取得しようとする学校は、別紙に示す単位以上を開講し、単位を取得させるものでなければならない。

第4条（申請）

認定教育校の認定を受けようとする学校は、別に定める認定証交付申請書に必要事項を記入し押印の上、申請しなければならない。

第5条（申請費用）

交付に要する費用は、1認定教育校あたり2万円とする。

第6条（認定証交付）

本規定第4条に則り、必要事項の審査を行い承認された場合、認定教育校となる学校より本規定第5条に定める料金の支払いが確認でき次第、速やかに認定証を交付する。

第7条（申請登録事項）

認定教育校は、申請時に提出した申請書の登録事項の情報に変更が生じた場合、遅滞なく変更手続きを行うものとする。

第8条（情報公開）

認定教育校は、申請書で「公開項目」と記載される情報について、認定教育校の紹介として本協会が第三者へ情報提供・開示することを承認するものとする。

第9条（実情調査）

実施状況について、必要に応じ本協会が随時実情調査を行うものとし、不適格と認められた場合には認定教育校として資格が失われるものとする。

附則

この規程は、2014年4月1日から施行する。